

平成 26 年 8 月 11 日
アイエヌジー生命保険株式会社

ディスクロージャー資料「アイエヌジー生命の現状(平成 25 年度決算版)」
一部訂正について

ディスクロージャー資料「アイエヌジー生命の現状(平成 25 年度決算版)」において、一部に誤りがあることが判明いたしましたので、お詫びして別紙のとおり訂正いたします(※訂正箇所には下線を付しております)。

該当箇所

- 「アイエヌジー生命の現状(平成 25 年度決算版)」
(48 頁) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

以上

本件に関するお問い合わせ先
アイエヌジー生命保険株式会社 広報部 TEL:03-5210-5599 FAX:03- 6685-7700

別紙

【正】

保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	134,759	151,269
資本金等	37,621	46,115
価格変動準備金	1,575	1,933
危険準備金	22,996	23,087
一般貸倒引当金	4	2
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	12,644	7,086
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	-	△771
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	59,677	81,214
税効果相当額	238	2,904
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	△10,082
控除項目	-	△220
その他	-	-
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	27,259	25,104
保険リスク相当額 R_1	1,779	2,229
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	554	808
予定利率リスク相当額 R_2	4,128	4,068
最低保証リスク相当額 R_7	174	209
資産運用リスク相当額 R_3	22,276	20,089
経営管理リスク相当額 R_4	578	548
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	988.7%	1205.1%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額 R_7 の算出は標準的方式に基づいています。
3. 平成 25 年度末より、「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額」を含め計算しています(平成 24 年度末については、従来の基準による数値を掲載しています)。

【誤】

保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	平成 24 年度末	平成 25 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	134,759	151,685
資本金等	37,621	45,581
価格変動準備金	1,575	1,933
危険準備金	22,996	23,087
一般貸倒引当金	4	2
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	12,644	7,086
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	-	709
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	59,677	81,214
税効果相当額	238	2,904
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	△10,613
控除項目	-	△221
その他	-	-
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	27,259	25,104
保険リスク相当額 R_1	1,779	2,229
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	554	808
予定利率リスク相当額 R_2	4,128	4,068
最低保証リスク相当額 R_7	174	209
資産運用リスク相当額 R_3	22,276	20,089
経営管理リスク相当額 R_4	578	548
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	988.7%	1208.4%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額 R_7 の算出は標準的方式に基づいています。
3. 平成 25 年度末より、「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額」を含め計算しています(平成 24 年度末については、従来の基準による数値を掲載しています)。